

令和 7 年 10 月 6 日

公告書

株式会社サン・テス
代表取締役 高山 定晃

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成 20 年三重県条例第 41 号）（以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、「事業計画書」を作成いたしましたので、条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

なお、条例第 2 条第 2 項第 9 号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、本事業計画について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を弊社に提出することができます。

1. 事業計画者の名称、代表者氏名、主たる事業所の所在地

名称及び代表者名	株式会社サン・テス 代表取締役 高山 定晃
所 在 地	三重県松阪市肥留町 385-1
連 絡 先	0598-56-9777

2. 事業計画地並びに産業廃棄物の処理施設の種類の、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

処理施設の設置場所	三重県松阪市肥留町 385 番地 1		
処理施設の種類の	破碎施設		
処理する産業廃棄物の種類の	廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）（既存） ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）（追加） 金属くず（追加）		
処理施設の処理能力	廃プラスチック類（既存）	1.54 t/8h（日）	
	ガラスくず等（追加）	2.37 t/8h（日）	
	金属くず（追加）	2.62 t/8h（日）	

3. 事業計画書の写しの縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	①株式会社サン・テス ②小野江公民館（三重県松阪市小野江町 380 番地 1）
縦覧開始予定日	令和 7 年 10 月 6 日
縦覧時間	①9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分 （土曜日、日曜日、祝日を除く） ②9 時 00 分～12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 00 分 （月曜日を除く）

4. 説明会の開催

日 時	令和 7 年 10 月 21 日 13 時 00 分 ～ 14 時 00 分
場 所	小野江公民館（三重県松阪市小野江町 380 番地 1）

5. 意見書の提出期限、提出先

提出期限	令和 7 年 11 月 20 日
提 出 先	〒515-2105 三重県松阪市肥留町 385-1 株式会社サン・テス
提出方式	持参又は郵送（提出期限日必着）による
様 式	規定なし※

※意見書には意見者の住所、氏名、本事業との関係性（計画事業所から 20 m 以内の土地所有者、100 m 以内の住居者の別）、計画事業者、事業所在地、廃棄物の処理施設の種別を明示すること。

6. その他手続き等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地から意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備 考	見解書及び再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のホームページ（ https://santes2081.wixsite.com/mysite ）に掲載します。